



# 鳥取県公報

平成13年10月26日(金)  
号外第110号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	保安林の指定の解除予定(610)(森林保全課).....	1
公 告	生産事業者講習会の開催(森林保全課).....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第610号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町下菅字梅ノ木塚11の34(以上国有林) 11の8(次の図に示す部分に限る。) 字赤ハゲ谷13の26(以上国有林) 13の2(次の図に示す部分に限る。) 字ナメラ谷370の4・370の5(以上2筆国有林) 370の1(次の図に示す部分に限る。)

#### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### (3) 解除の理由

道路用地とするため

#### 2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字松尾1103の9

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### (3) 解除の理由

指定理由の消滅

#### 3(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字向坂61の4(以上国有林)

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

#### (3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 公 告

---

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産業者講習会を次のとおり開催する。

平成13年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

### 2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成14年1月18日(金)午前9時から午後4時まで

(2) 場所 八頭郡河原町大字稲常113 鳥取県林業試験場

### 3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成14年1月7日(月)までに住所地を管轄する地方農林振興局又は日野総合事務所農林局を経由して知事に提出すること。

### 5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### 6 携行品

筆記用具及び印章